

就労資格について (特定技能関係)

本日の流れ

- 1 在留資格全般について
- 2 在留カードについて
- 3 特定技能制度について

1 在留資格

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注1）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空・宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注2）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

2 在留カード

- ①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
- ②「指定書により指定された就労活動のみ可」
(在留資格「特定活動」)
- ③「就労制限なし」
- ④「就労不可」

- ①「許可（原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。）」
(複数のアルバイト先がある場合には、その合計が 週28時間以内でなければなりません。)
- ②「許可（「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内）」
(地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)
- ③「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」
(資格外活動許可書を確認してください。)

日本国政府 在留カード
GOVERNMENT OF JAPAN RESIDENCE CARD

氏名 TURNER ELIZABETH
NAME

生年月日 1985年12月31日 性別 女 F 国籍・地域 米国
DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION

住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関 Heights 202号
ADDRESS

在留資格 留学
STATUS Student

就労制限の有無 就労不可

在留期間(満了日) 4年3月(2027年02月22日)
PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION) Y M D

許可の種類 在留期間更新許可(東京出入国在留管理局長) MOJ

許可年月日 2022年11月22日 交付年月日 2022年11月22日

このカードは 2027年02月22日まで有効 です。 出入国在留管理庁長官

住居地記載欄

届出年月日	住居地	記載者印
2023年6月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長

資格外活動許可欄

許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く

在留期間更新等許可申請欄

在留カード（参考）

在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。



下記のページをご活用ください。なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず、下記「[在留カード] 及び [特別永住者証明書] の見方」や「在留カード等読取アプリケーション」のほか、「動画ライブラリー」において、アプリの操作方法や在留カード等の目視による真偽の判断方法を紹介する映像を公開していますので、あわせてご活用ください。

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

在留カード等番号失効情報照会ページ

<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



[在留カード] 及び [特別永住者証明書] の見方

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf>



動画ライブラリー

https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00182.html



在留カード等読取アプリケーション

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html>



このアプリを使用し、読み取った情報と、券面に記載された情報を見比べることで、偽変造されていないかを簡単に確認することができます。アプリは、サポートページ(上記URL)や各アプリケーションストアから入手できます。

在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方



- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、**資格外活動許可を受けていない限り就労できません**のでご注意ください。

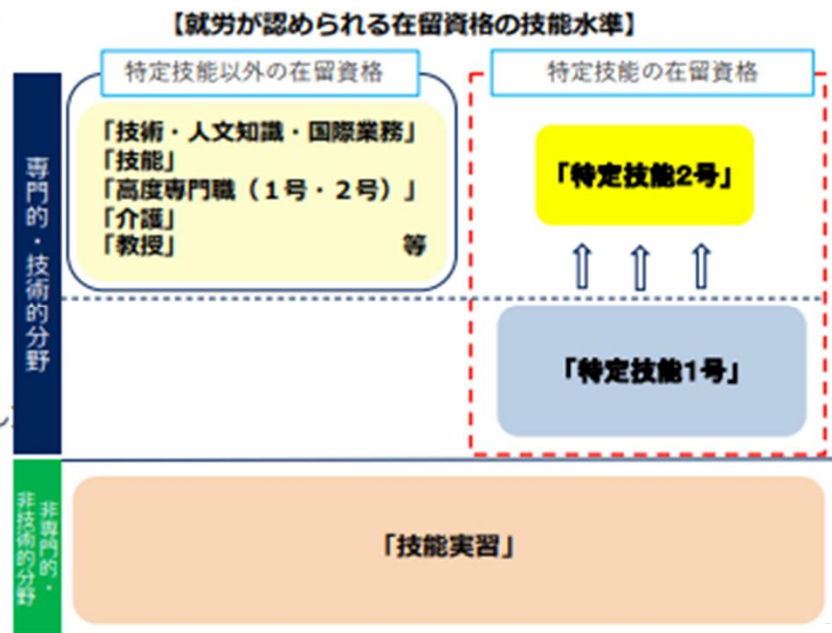
3 特定技能制度

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：350,706人（令和7年8月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：4,407人（令和7年8月末現在、速報値）

（特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業（16分野）
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）

特定技能1号のポイント	
在留期間	3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年（相当の理由があると認められる場合は6年）まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント	
在留期間	3年、2年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外



特定技能 1 号の対象分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用 形態
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)令和7年4月21日、介護分野の上乗せ基準告示の改正により、訪問系サービスへの従事が可能に 〔業務区分〕	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		・建築物内部の清掃 〔1業務区分〕	直接
経産省	工業製品製造業	173,900人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・PPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 〔10業務区分〕	直接
国土省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 〔3業務区分〕	直接
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 〔3業務区分〕	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 〔1業務区分〕	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グラウンドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2業務区分〕	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1業務区分〕	直接
	自動車運送業	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験(N3以上)	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 〔3業務区分〕	直接
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等		・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) 〔5業務区分〕	直接
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験		・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の採集、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(獲)・処理、安全衛生の確保等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	食料品製造業	139,000人	食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・食料品製造業全般(食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) 〔1業務区分〕	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 〔1業務区分〕	直接
	林業	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) 〔1業務区分〕	直接
	木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 〔1業務区分〕	直接

特定技能の技能水準

技術・人文知識・国際業務

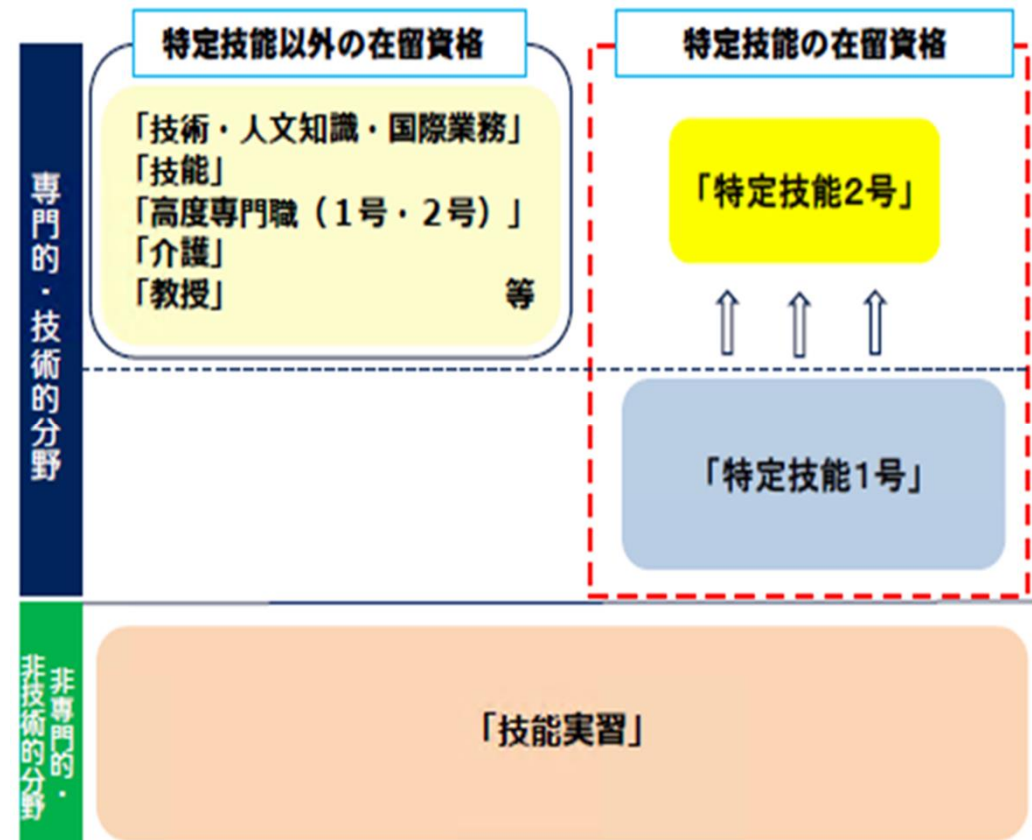
- ・自然科学又は人文科学の分野に属する学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務、技術又は知識がなければできない業務に従事する活動
- ・外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事する活動

⇒ 特定技能 2 号と同等以上の技能水準

技能実習

技能実習法第 8 条第 1 項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動

⇒ 技能水準なし



	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年（相当の理由があると認められる場合は6年）
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 （技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり （非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号） （非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 （専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

特定技能 1 号と 2 号の比較

特定技能 1 号のポイント

在留期間	1 年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限 5 年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能 2 号のポイント

在留期間	3 年、1 年又は 6 か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

1号特定技能外国人支援計画（支援計画）

ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

※特定技能2号については、支援義務がない。

■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請（※）に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。

※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目（12ページ参照）の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ）

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる（支援委託契約を締結）。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関（14ページ参照）に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。（支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能）

支援計画の概要

①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供

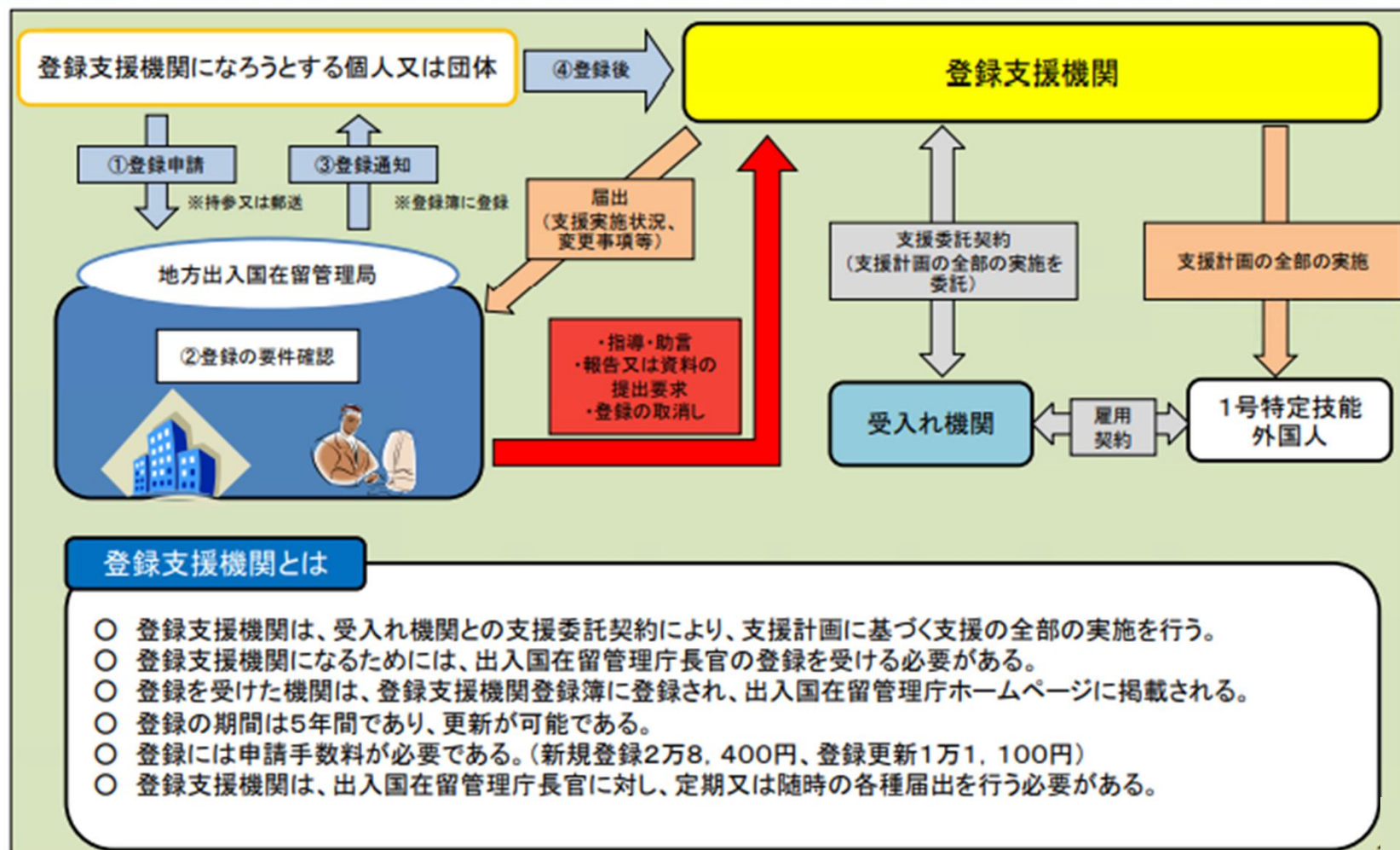


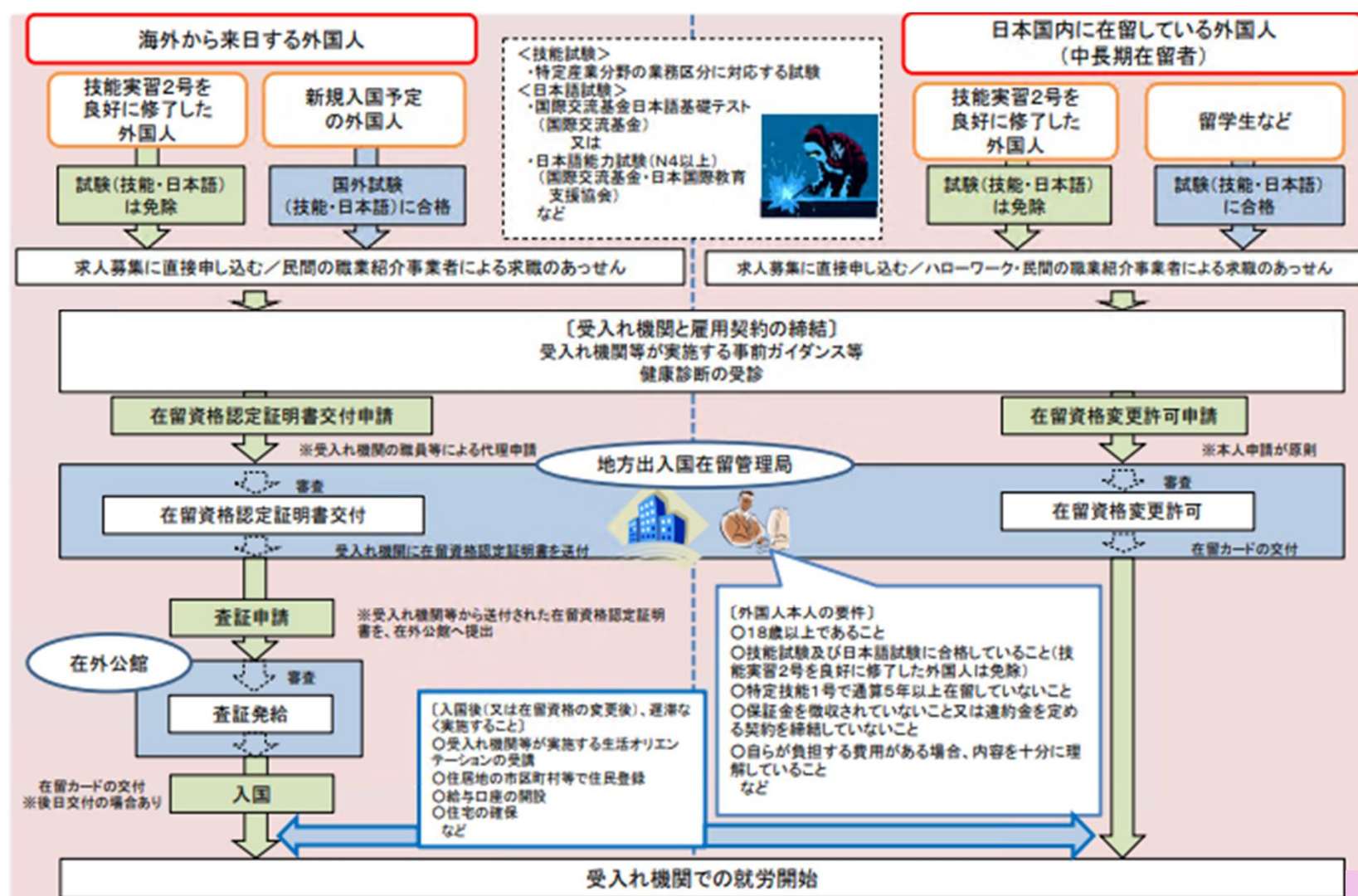
⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



登録支援機関とは





特定技能外国人に関する基準

〈法第7条第1項第2号、上陸基準省令〉

■ 特定技能1号、特定技能2号に共通の基準

- ① 18歳以上であること
- ② 健康状態が良好であること
- ③ 退去強制の円滑な執行に協力する外国政府が発行した旅券を所持していること
- ④ 保証金の徴収等をされていないこと
- ⑤ 外国の機関に費用を支払っている場合は、額・内訳を十分に理解して機関との間で合意していること
- ⑥ 送出国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
- ⑦ 食費、居住費等外国人が定期的に負担する費用について、その対価として供与される利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、その費用の額が実費相当額その他の適正な額であり、明細書その他の書面が提示されること
- ⑧ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

■ 特定技能1号のみの基準

- ① 必要な技能及び日本語能力を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること(ただし、技能実習2号を良好に修了している者であり、かつ、技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合は、これに該当する必要がある)
- ② 特定技能1号での在留期間が通算して5年(相当の理由があると認められる場合は6年)に達していないこと

■ 特定技能2号のみの基準

- ① 必要な技能を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること
- ② 技能実習生の場合は、技能の本国への移転に努めるものと認められること

受入れ機関に関する基準①

〈法第2条の5第1項、第2項、特定技能基準省令第1条〉

■特定技能雇用契約が満たすべき基準

- ① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ④ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合は、派遣先や派遣期間が定められていること
- ⑦ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
- ⑨ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

受入れ機関に関する基準②

〈法第2条の5第3項、第4項、特定技能基準省令第2条第1項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準

- ① 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ② 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- ④ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと
- ⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ⑧ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させないこと
- ⑨ 労働者派遣の場合は、派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで、適当と認められる者であるほか、派遣先が①～④の基準に適合すること
- ⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- ⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- ⑫-2 地方公共団体から、共生施策に対する協力を求められた場合には、当該協力要請に応じ、必要な協力をすること
- ⑬ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

受入れ機関に関する基準③

〈法第2条の5第3項、特定技能基準省令第2条第2項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準(支援体制関係)

※ 登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。

- ① 以下のいずれかに該当すること
 - ア 過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者(事業所ごとに1名以上。以下同じ。)を選任していること
(支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ)
 - イ 役職員で過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること
 - ウ ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること
- ② 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること
- ③ 支援状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ④ 支援責任者及び支援担当者が、支援計画の中立的な実施を行うことができ、かつ、欠格事由に該当しないこと
- ⑤ 5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと
- ⑥ 支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること
- ⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

<申請に当たっての留意事項>

1 入管庁HPに掲載している特定技能外国人の在留諸申請に係る提出書類一覧・確認表の、申請人に関する必要書類：①「第1表（表紙を含む）」、所属機関に関する必要書類：②「第2表の1～3のいずれか」、分野に関する必要書類：③「第3表の1～16のいずれか」の3種類から該当するものを選択した上で、それぞれに記載しているものを提出してください（以下「提出書類一覧表」と表記。）。

※同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている機関については、第2表の書類は提出不要です。

2 提出書類は片面・A4サイズで印刷（原本を除く。）してください。なお、原本の提出が必要なものについては、発行後3か月以内のもの、有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。また、提出書類が外国語で作成されている場合は、日本語の訳文を添付してください。

なお、原則として提出された書類は返却できませんので、返却を希望する場合は申請時に申し出てください。

3 提出書類は、提出書類一覧表を先頭に番号順に並べた上で、提出確認欄の「有」又は「無」のいずれかに○を付けてください（以下「提出書類一式」と表記。）。

4 同一の受入れ機関で受け入れる複数の申請人について同時に申請する場合は、第1表の項番1の「申請人名簿」を先頭にした上で、申請人ごとの提出書類一式（2人目以降の申請人についても提出書類一覧表を作成。）を1件ずつクリップ等（ホッチキス不可。）で綴じ、申請人名簿順に並べて提出してください。なお、特定技能所属機関概要書や登記事項証明書など先頭の申請人の提出書類と内容も含めて書類が同じ場合は省略して差し支えありません。

5 過去の在留諸申請で提出済みの提出を省略することができる書類（「提出の要否」に「△」と記載され、「留意事項」を満たすもの。）については、「過去に提出した申請情報」の欄に、当該書類を過去に提出した申請年月日及び受付番号、又は申請年月日及び在留カード番号のいずれかを記載してください（記載例：「2021年・東労三C1」）。なお、在留カード番号については、在留カードの表面の右上に記載してあります。

6 参考様式については必ず使用しなければならないものではありませんが、使用しない場合は同様の内容が記載された書類を提出してください。

※参考様式掲載URL https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10_00020.html

7 審査の過程で、必要に応じて提出書類一覧表に記載している書類以外についても提出を求めることがあります。

所属機関に関する必要書類（特定技能1号・法人）

<第2表の2>

※同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている機関については、以下の書類は提出不要。

番号	必要書類	様式番号 又は 発行機関	提出 の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄			
					○を 記載	過去に提出した申請情報				
1	特定技能所属機関概要書	参考様式 第1-11-1号	○		有	無		有	無	
2	①過去2年間に入管法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を選任に行った実績があり、かつ、役員又は職員の中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任している場合	受け入れた中長期在留者リスト	参考様式 第1-11-2号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託しない場合は必要。	有	無		有	無
	②役員又は職員であって過去2年間に入管法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任している場合	生活相談業務を行った中長期在留者リスト	参考様式 第1-11-3号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託しない場合は必要。	有	無		有	無
	支援責任者の履歴書		参考様式 第1-20号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託しない場合は必要。	有	無		有	無
	支援担当者の履歴書		参考様式 第1-22号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託しない場合は必要。	有	無		有	無
	③①又は②と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認められる役員又は職員の中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任している場合	①又は②の者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者であることの説明書	—	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託しない場合は必要。	有	無		有	無
	上記説明書の立証資料	—	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託しない場合は必要。	有	無		有	無	

3	登記事項証明書	法務局	○		有	無		有	無
4	業務執行に関与する役員の住民票の写し	市区町村	○	※マイナンバーの記載がなく、本籍地の記載があるものが必要。	有	無		有	無
5	特定技能所属機関の役員に関する誓約書	参考様式 第1-23号	△	※特定技能外国人の受入れに関する業務執行に関与しない役員がいる場合は必要。	有	無		有	無
6	労働保険料等納付証明書（未納なし証明）	労働局	○		有	無		有	無
7	以下のいずれかの書類 ・ 社会保険料納入状況回答票 ・ 申請日の属する月の前々月までの24か月分の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し	日本年金機構 又は 年金事務所	○	※2025年4月申請の場合は、2023年3月～2025年2月分が必要。 ※納付や換価の猶予を受けている場合で、社会保険料納入状況照会回答票にその旨の記載がないときは、納付の猶予許可通知書又は換価の猶予許可通知書の写しも必要。	有	無		有	無
8	納税証明書（その3）	税務署	○	※該当税目 ①源泉所得税及び復興特別所得税 ②法人税 ③消費税及び地方消費税 ※納税の猶予又は納付受託の適用を受けている場合は、当該適用がある旨の記載がある納税証明書及び未納がある税目についての納税証明書（その1）も必要。	有	無		有	無
9	直近1年度分の法人住民税の納税証明書	市区町村	○	※納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合で、当該適用を受けていることが納税証明書に記載されていないときは、当該適用に係る通知書の写しも必要。	有	無		有	無

介護分野に関する必要な書類（特定技能1号・在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請）						＜第3表の1＞					
番号	必要書類		様式番号又は発行機関	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄			
						○を記載	過去に提出した申請情報				
1	①②③④のいずれか該当する書類が必要	①申請人が介護福祉士養成施設修了者の場合	介護福祉士養成施設の卒業証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
		②申請人がEPA介護福祉士候補者として4年間の在留期間を満了した者の場合（EPA介護福祉士候補者として就労・研修を3年10か月以上修了し、介護福祉士国家試験について、合格基準点の5割以上の得点があること及び全ての試験科目群で得点があること）	直近の介護福祉士国家試験の結果通知書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
		③申請人が技能実習2号良好修了者（2年10か月以上）の場合	以下のいずれかの書類 ・介護技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し ・技能実習生に関する評価調査	参考様式第1-2号 ※評価調査のみ	△	※試験免除の対象となる技能実習の職種、作業は、介護職種、介護作業。 ※所属機関が申請人を技能実習生として受け入れたことがある場合で、技能実習法の「改番命令」や旧制度の「改番指導」を過去1年以内に受けていないときは省略可。 ※申請人に係る過去の在留申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）場合は省略可。 ※技能実習生に関する評価調査の発行が受けられない場合は、申請前に地方出入国在留管理局に要相談。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
		④申請人が①～③のいずれにも該当しない場合	介護技能評価試験の合格証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
			介護日本語評価試験の合格証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
		以下のいずれかの書類 ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し ・国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習2号良好修了者（2年10か月以上）の場合は省略可であるが、技能実習2号良好修了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無	
2	介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書	分野参考様式第1-1号	○		有	無			有	無	
3	介護分野における業務を行わせる事業所の概要書	分野参考様式第1-2号	○		有	無			有	無	
4	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）	協議会	○	※裏面に就業場所の事業所名や種別コード等が記載されているものが必要。	有	無			有	無	

特定技能における分野別の協議会について

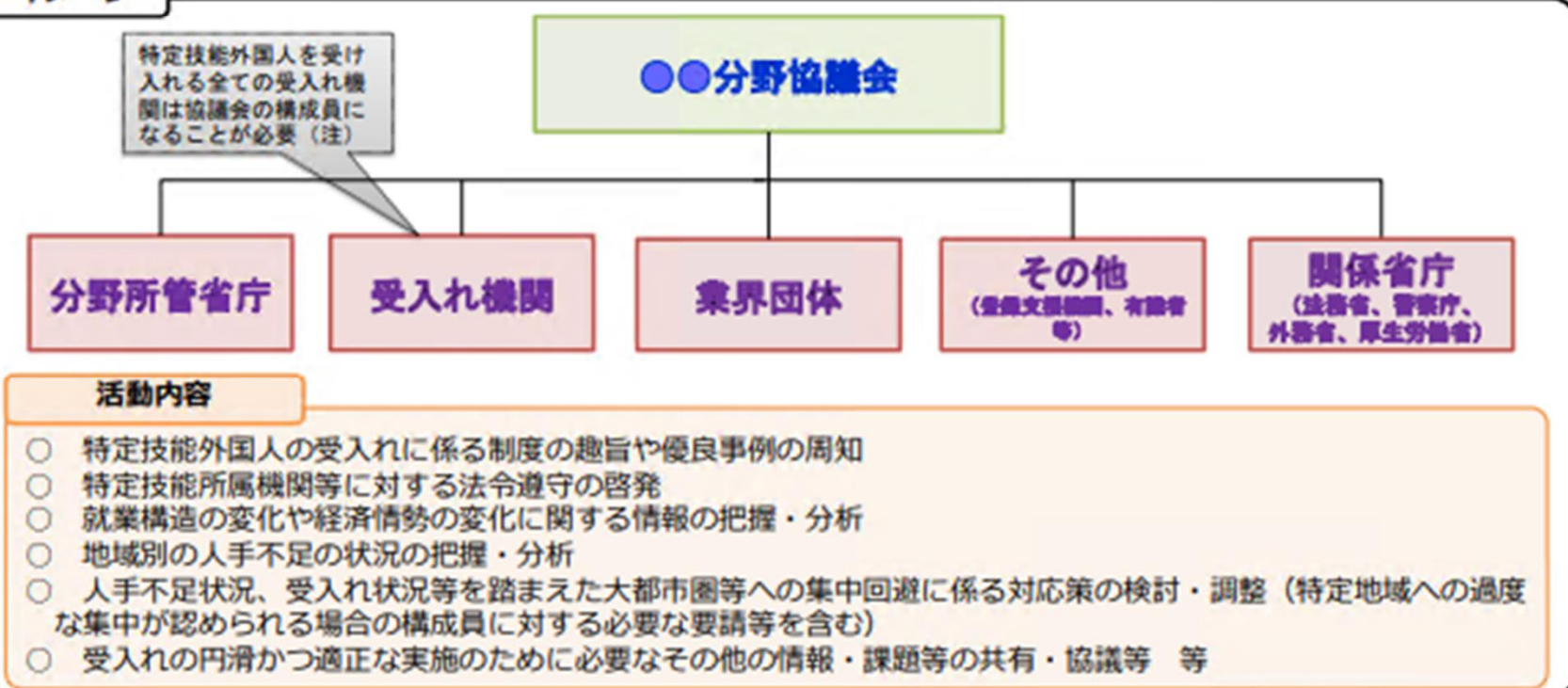


出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

イメージ



(注) 建設分野及び工業製品製造業分野においては、受入れ機関は別途告示で定める法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

在留資格「特定技能」についての問合せ先

(介護分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省社会・援護局	東京都千代田区霞が関1-2-2 福祉基盤課福祉人材確保対策室	TEL 03-5253-1111 (内線: 2844)

(ビルクリーニング分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省健康・生活衛生局	東京都千代田区霞が関1-2-2 生活衛生課	TEL 03-5253-1111 (内線: 2432)

(工業製品製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
製造業分野企業向け 特定技能外国人材制度相談窓口		TEL 03-6838-0058

(建設分野)

※建設特定技能受入計画の審査は、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局が担当しています。
計画の審査に関するお問い合わせは、受入れ企業の主たる営業所を所管する地方整備局等にお願ひします。

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 不動産・建設経済局	東京都千代田区霞が関2-1-3 国際市場課	TEL 03-5253-8121
北海道開発局	札幌市北区北8条西2丁目 事業振興部建設産業課	TEL 011-709-2311 (内線: 5885)
東北地方整備局	仙台市青葉区本町3-3-1 建設部建設産業課	TEL 022-263-6131
関東地方整備局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 建設部建設産業第一課	TEL 048-601-3151 (内線: 6643)
北陸地方整備局	新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 建設部計画・建設産業課	TEL 025-370-6571
中部地方整備局	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 建設部建設産業課	TEL 052-953-8572
近畿地方整備局	大阪市中央区大手前3-1-41 建設部建設産業第一課	TEL 06-6942-1141
中国地方整備局	広島市中区八丁堀2-15 建設部計画・建設産業課	TEL 082-221-9231 (内線: 6158, 6156)
四国地方整備局	高松市 サンポート3番33号 建設部計画・建設産業課	TEL 087-811-8314
九州地方整備局	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 建設部建設産業課	TEL 092-471-6331
内閣府沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 開発建設部建設産業・地方整備課	TEL 098-866-1910

(造船・船用工業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 海事局	東京都千代田区霞が関2-1-3 船舶産業課	TEL 03-5253-8634
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10 海事振興部旅客・船舶産業課	TEL 011-290-1012
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 海事振興部海事産業課	TEL 022-791-7512
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 海事振興部船舶産業課	TEL 045-211-7223
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 海事部海事産業課	TEL 025-285-9156
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 海事振興部船舶産業課	TEL 052-952-8020
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 海事振興部船舶産業課	TEL 06-6949-6425
神戸運輸監理部	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 海事振興部船舶産業課	TEL 078-321-3148
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 海事振興部船舶産業課	TEL 082-228-3691
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 海事振興部船舶産業課	TEL 087-802-6816
九州運輸局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 海事振興部船舶産業課	TEL 092-472-3158
内閣府沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部船舶船員課	TEL 098-866-1838

(自動車整備分野)

※自動車整備分野特定技能協議会の各種届出は、地方運輸局又は沖縄総合事務局が担当しています。
届出等のお問い合わせは、地方運輸局等をお願いします。

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 物流・自動車局	東京都千代田区霞が関2-1-3 自動車整備課	TEL 03-5253-8111 (内線:42415、42414)
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10丁目 自動車技術安全部整備・保安課	TEL 011-290-2752
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 自動車技術安全部整備・保安課	TEL 022-791-7534
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 自動車技術安全部整備・保安課	TEL 025-285-9155
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57 自動車技術安全部整備課	TEL 045-211-7254
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目2-1 自動車技術安全部整備課	TEL 052-952-8042
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 自動車技術安全部整備課	TEL 06-6949-6453
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 自動車技術安全部整備・保安課	TEL 082-228-9142
四国運輸局	香川県高松市サンポート3番33号 自動車技術安全部整備・保安課	TEL 087-802-6783
九州運輸局	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 自動車技術安全部整備課	TEL 092-472-2537
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 運輸部車両安全課	TEL 098-866-1837

(航空分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 航空局	東京都千代田区霞が関2-1-3 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) 安全部 安全政策課 乗員政策室 (航空機整備関係)	TEL 03-5253-8111 (内線:49141) (内線:50357)

(宿泊分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 観光庁	東京都千代田区霞が関2-1-2 観光産業課	TEL 03-5253-8367
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10丁目 観光部観光企画課	TEL 011-290-2700
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 観光部観光企画課	TEL 022-791-7509
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 観光部観光企画課	TEL 045-211-1255
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 観光部観光企画課	TEL 025-285-9181
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 観光部観光企画課	TEL 052-952-8045
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 観光部観光企画課	TEL 06-6949-6466
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 観光部観光企画課	TEL 082-228-8701
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 観光部観光企画課	TEL 087-802-6735
九州運輸局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 観光部観光企画課	TEL 092-472-2330
内閣府沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部企画室	TEL 098-866-1812

(自動車運送業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 物流・自動車局	東京都千代田区霞が関2-1-3 企画・電動化・自動運転参事官室	TEL 03-5253-8563

(鉄道分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 鉄道局	東京都千代田区霞が関2-1-3 技術企画課	TEL 03-5253-8111 (内線:40732、40744)

(農業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先	
農林水産省 経営局	東京都千代田区霞が関1-2-1 就農・女性課	TEL	03-6744-2159
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 生産経営産業部担い手育成課	TEL	011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL	022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 経営・事業支援部経営支援課	TEL	048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂2丁目2番60号 経営・事業支援部経営支援課	TEL	076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 経営・事業支援部経営支援課	TEL	052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区 西洞院通下長者町下る丁子風呂町 経営・事業支援部経営支援課	TEL	075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL	086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL	096-300-6377
内閣府沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 農林水産部経営課	TEL	098-866-1628

(漁業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先	
農林水産省 水産庁	東京都千代田区霞が関1-2-1 企画課漁業労働班	TEL	03-6744-2340

(飲食料品製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先	
農林水産省大臣官房新事業・食品 産業部	東京都千代田区霞が関1-2-1 食品製造課	TEL	03-6744-2397

(外食業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先	
農林水産省大臣官房新事業・食品 産業部	東京都千代田区霞が関1-2-1 外食・食文化課	TEL	03-6744-2053

(林業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先	
農林水産省 林野庁	東京都千代田区霞が関1-2-1 経営課林業労働・経営対策室	TEL	03-3502-1629

(木材産業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先	
農林水産省 林野庁	東京都千代田区霞が関1-2-1 木材産業課生産加工班	TEL	03-6744-2290

「特定技能」に関する二国間取決め（MOC）の概要



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

政府基本方針（令和7年3月11日閣議決定）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

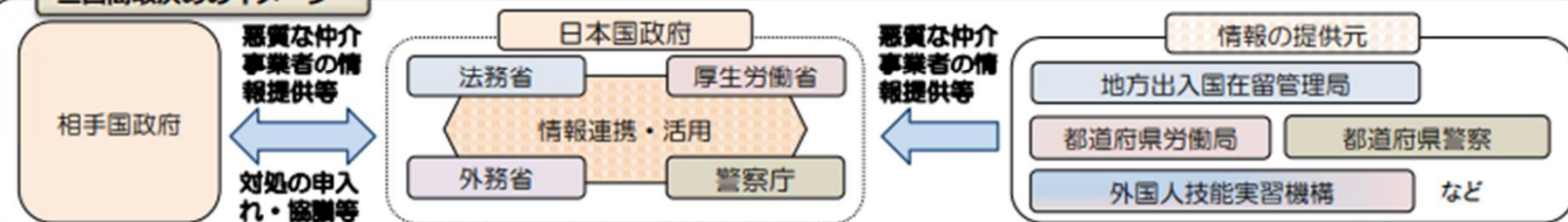
総合的対応策（令和7年度改訂）（令和7年6月6日関係閣僚会議決定）

- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除
「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。

二国間取決めのポイント

- 情報共有
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
 - 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題是正のための協議
定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ



署名状況（17か国）

フィリピン（H31.3.19）、カンボジア（H31.3.25）、ネパール（H31.3.25）、ミャンマー（H31.3.28）、モンゴル（H31.4.17）、スリランカ（R1.6.19）、インドネシア（R1.6.25）、ベトナム（R1.7.1文書交換）、バングラデシュ（R1.8.27）、ウズベキスタン（R1.12.17）、パキスタン（R1.12.23）、タイ（R2.2.4）、インド（R3.1.18）、マレーシア（R4.5.26）、ラオス（R4.7.28）、キルギス（R5.7.6）、タジキスタン（R6.8.8）

在留諸申請の際に独自の提出書類のある国

● カンボジア

提出時期：在留資格認定証明書交付申請時、在留資格変更許可申請時

提出書類：登録証明書

対象者：すべてのカンボジア国籍の方

● タイ

提出時期：在留資格変更許可申請時

提出書類：駐日タイ王国大使館労働担当官事務所の認証を受けた雇用契約書

対象者：日本に在留しているタイ国籍の方で、技能実習2号又は技能実習3号を修了した後に、「特定技能1号」への在留資格変更許可申請をする方

● ベトナム

(1) 提出時期：在留資格認定証明書交付申請時

提出書類：ベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働管理局（D O L A B）作成の推薦者表

対象者：すべてのベトナム国籍の方

(2) 提出時期：在留資格変更許可申請時

提出書類：駐日ベトナム大使館労働管理部作成の推薦者表

対象者：技能実習2号又は3号の修了者（修了見込みの方を含む）

日本国内において2年以上の課程を修了した留学生（修了見込みの方を含む）

(※) 「留学」の在留資格の方で上記に当てはまらない場合については、現在の課程を修了又は修了見込みであることを証明する書類（卒業証明書等）を提出してください。

**在留資格「特定技能」についての問合せ先
(特定技能に関する二国間の協力覚書を作成した国に係る各国連絡先一覧①)**

国名	問合せ先		住所等					対応言語
			郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス	
フィリピン	日本国内	在東京フィリピン共和国大使館 移住労働者事務所 (MWO) Migrant Workers Office (MWO), Embassy of the Republic of the Philippines	106-8537	東京都港区六本木5丁目15番5号	03-6441-0428 03-6441-0478	03-6441-3436	mwo_tokyo@dmw.gov.ph	英語, フィリピン語, 日本語
		在大阪フィリピン総領事館 移住労働者事務所 (MWO) Migrant Workers Office (MWO), Philippine Consulate General Osaka	541-0047	大阪府大阪市中央区淡路町4-3-5 URBAN CENTER御堂筋7階	06-6575-7593	-	mwoosaka.ssw@gmail.com	英語, フィリピン語, 日本語
	海外	移住労働者省 (DMW) ジャパンデスク Japan Desk, Department of Migrant Workers	確認中	6th Fl. Blas F. Ople Building, Ortigas Ave., Cor. EDSA, Mandaluyong City, Philippines	+63-917-5008839	-	japandesk@dmw.gov.ph	英語, フィリピン語
カンボジア	日本国内	駐日カンボジア王国大使館	107-0052	東京都港区赤坂8丁目6-9	03-5412-8521 080-3459-7889	03-5412-8526	camemb_jpn@mfaic.gov.kh	日本語, 英語, クメール語
	海外	カンボジア王国労働職業訓練省 The Ministry of Labour and Vocational Training of the Kingdom of Cambodia	-	Building #3, Russian Federation Blvd., Sangkat Teklaak I, Khan Toulkok Phnom Penh, Kingdom of Cambodia	+855-23880474 +855-78449959	-	sophaikhong@yahoo.com	英語, クメール語
ネパール	日本国内	駐日ネパール大使館	153-0064	東京都目黒区下目黒 6-20-28 フクカワハウスB	03-3713-6241 03-3713-6242	03-3719-0737	eontokyo@mofa.gov.np	日本語, 英語, ネパール語
	海外	ネパール労働・雇用・社会保障省雇用管理局 Japan Unit, Department of Foreign Employment, MoLESS	44600	Buddhanagar, Kathmandu, Nepal	+977-9851180566 +977-1-4782454	+977-1-4782606	japanunit@mofa.gov.np	英語, ネパール語
ミャンマー	日本国内	駐日ミャンマー連邦共和国大使館	140-0001	東京都品川区北品川4-8-26	03-3441-9291	03-3447-7394	contact@myanmar-embassy-tokyo.net	日本語, 英語, ミャンマー語
	海外	ミャンマー連邦共和国労働・入国管理・人口省労働局 Department of Labour, The Ministry of Labour, Immigration and Population of the Republic of the Union of Myanmar	15011	Building no 51, Naypyitaw, Myanmar	+95-67-430186	+95-67-430439	dolmigration@gmail.com	英語, ミャンマー語

(参考: 出入国在留管理庁ホームページ「特定技能に関する二国間の協力覚書(各国の連絡先)」
http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri05_00021.html)

**在留資格「特定技能」についての問合せ先
(特定技能に関する二国間の協力覚書を作成した国に係る各国連絡先一覧②)**

国名	問合せ先		住所等					対応言語
			郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス	
モンゴル	日本国内	駐日モンゴル国大使館領事部アタッシェ/労働担当/	150-0047	東京都渋谷区神山町21-4	090-6300-7503 03-3469-2088	03-3469-2216	info@japancenter.misp.gov.mn tokyo10@mfa.gov.mn	日本語
	海外	モンゴル国労働福祉サービス庁 General Office for Labour and Social Welfare Services	17042	General Office for Labour and Social Welfare Services Building, Chinggis Avenue, 2nd khoroo, Khan-Uul district, Ulaanbaatar city, Mongolia	+976-70136992	-	ssw@hudumir-halamj.gov.mn	モンゴル語
スリランカ	日本国内	駐日スリランカ民主社会主義共和国大使館	108-0074	東京都港区高輪2-1-54	03-3440-6911 03-3440-6912	03-3440-6914	slcmb.tokyo@mfa.gov.lk	日本語、英語、シンハラ語
	海外	スリランカ民主社会主義共和国海外雇用局 Sri Lanka Bureau of Foreign Employment/Additional General Manager (International Affairs)	10120	234, Dencil kobbekaduwa Mawatha, Koswatta, Battharamulla, Sri Lanka	+94-112884-771 +94-716833-494	+94-112872-183	addgmia@slbfe.lk	日本語、英語、シンハラ語、タミル語
							chmn@slbfe.lk gm@slbfe.lk	
インドネシア	日本国内	駐日インドネシア共和国大使館	141-0022	東京都品川区東五反田5-2-9	03-3441-4201	03-3447-1697	consular@kbrtokyo.jp	日本語、英語、インドネシア語
	海外	インドネシア共和国労働省国外移民配置・保護局 Directorate of Placement and Protection of Indonesian Migrant Workers, Ministry of Manpower of the Republic of Indonesia	12950	Jln Jend. Gatot Subroto Kav. 51 Jakarta Selatan	+62 813 5991 5990 +62 813 9950 0091	-	layanansiakerja@gmail.com	英語、インドネシア語
		インドネシア共和国在外労働者保護庁 Directorate of Non-government Placement to Asia and Africa Regions, Indonesian Migrant Workers Protection Board	12770	Jln MT Haryono Kav. 52 Pancoran, Jakarta Selatan	+62 813 1441 4789		pnpsaf.bp2mi@gmail.com	
ベトナム	日本国内	駐日ベトナム社会主義共和国大使館労働管理部	151-0062	東京都渋谷区元代々木町10-4 WACT代々木上原ビル2階	03-3466-4324	03-3466-4314	vnlabon@vnembassy.jp	ベトナム語、日本語
	海外	ベトナム社会主義共和国内務省海外労働管理局 Department of Overseas Labour, Ministry of Home Affairs	-	41B Ly Thai To, Hoan Kiem District, Hanoi	+84-24-3824-9517 (ext.512 or 503)	-	-	

(参考：出入国在留管理庁ホームページ「特定技能に関する二国間の協力覚書（各国の連絡先）」
http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri05_00021.html

**在留資格「特定技能」についての問合せ先
(特定技能に関する二国間の協力覚書を作成した国に係る各国連絡先一覧③)**

国名	問合せ先		住所等					対応言語
			郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス	
バングラデシュ	日本国内	駐日バングラデシュ人民共和国大使館	102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-29	03-3234-5801 (内線201)	03-3234-5802	fslabor@mofa.gov.bd	日本語、英語、 ベンガル語
	海外	バングラデシュ人民共和国海外居住者福利厚生・海外雇用省 Ministry of Expatriates' Welfare and Overseas Employment	1000	Probashi Kallyan Bhaban, 71-72 Old Elephant Road, Eskaton Garden Road, Dhaka	+880-41030260 +880-41030235	+880-41030766	dstraining1@probashi.gov. bd jstraining@probashi.gov.bd	英語、 ベンガル語
ウズベキスタン	日本国内	駐日ウズベキスタン共和国大使館	108-0074	東京都港区高輪2-1-52	03-6277-2166	03-6277-2580	consul@uzbekistan.jp	ウズベク語、 ロシア語、 日本語
	海外	ウズベキスタン共和国雇用・労働関係省 Ministry of Employment and Labour Relations of the Republic of Uzbekistan	100031	15, Mirobod street, Mirobod district, Tashkent, Republic of Uzbekistan	+99871)239 41 21 (ext.236)	+99871)2394251	info@mehnat.uz	ウズベク語、 ロシア語、英語
		ウズベキスタン共和国内閣府移民庁 The Migration Agency under the Cabinet of Ministers of the Republic of Uzbekistan	100179	1, Qamarniso street, Almazar district, Tashkent, Republic of Uzbekistan	+99871)2023355 (ext.23)	+99871)2024411	info@migration.uz	ウズベク語、 ロシア語、英語
パキスタン	日本国内	駐日パキスタン・イスラム共和国大使館	106-0047	東京都港区南麻布4-6-17	03-5421-7741	03-5421-3610	pareptokyo@mofa.gov.pk	日本語、英語
	海外	パキスタン・イスラム共和国移住者・海外雇用局 Bureau of Emigration and Overseas Employment	44000	"Emigration Tower" Plot No. 10, Mauve Area, G-8/1, Islamabad	+92-51-9107272	+92-51-9107270	dg@baee.gov.pk	英語、 ウルドゥー語
タイ	日本国内	駐日タイ王国大使館労働担当官事務所 https://japan.mol.go.th/en/	141-0021	東京都品川区上大崎3-14-6	03-5422-7014 03-5422-7015	03-5422-7016	thailabour@crest.ocn.ne.jp	日本語、英語、タイ 語
	海外	タイ王国労働省雇用局 Overseas Employment Administration Office, Department of Employment, Ministry of Labour	10400	10th floor, Social Security Office Section 3 Building Ministry of labour, Mittr-Mitri Rd., Dindaeng Bangkok	+66-2-245-6708	+66-2-245-6708	-	英語、タイ語

(参考：出入国在留管理庁ホームページ「特定技能に関する二国間の協力覚書（各国の連絡先）」
http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri05_00021.html)

通算在留期間…「特定技能 1 号」は原則 5 年以内

■ 通算在留期間に含まれる期間○

- 「特定技能 1 号」で在留中の就労していない期間
- 再入国許可による出国期間（みなし再入国許可による出国期間も含む。）
- 「特定技能 1 号」への移行を希望する場合の在留資格「特定活動」の在留期間
- 特定技能 2 号評価試験等に不合格となった 1 号特定技能外国人のうち、一定の要件を満たすものについては、当分の間、5 年を超えて在留することについて相当の理由があると認められる場合に該当し、通算在留期間が 6 年となります。

■ 通算在留期間に含まれない期間×

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための上陸を拒否する措置などのやむを得ない事情により再入国することができなかった期間
- 産前産後休業期間・育児休業期間
- 病気・怪我による休業期間（注）

（注）休業期間は、連続した 1 か月を超える期間である必要があります。

通算在留期間の確認方法

開示請求により、申請人の出入国記録を用いて計算いただく方法があります。

開示請求の際は、請求書の余白に「通算在留期間の確認のため」と明記してください。出入国記録の開示請求の詳細については、入管庁ホームページの「出入（帰）国記録に係る開示請求について」を御確認ください。

なお、出入国記録は、申請人本人の出入国歴のほか、付与された在留資格や許可年月日等を記載したものであり、通算在留期間の算定結果を記載したものではありません。開示請求書及び本人確認書類は、こちら宛に提出（又は送付）してください。

開示請求書等の提出先及び問い合わせ先

提出先：出入国在留管理庁総務課出入国情報開示係

所在地：〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F

電話：03-5363-3005

窓口/電話受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝・年末年始は休庁）

地方出入国在留管理局の開示請求窓口や電話では、通算在留期間の算定を含め出入国記録に関するお問合せは一切受け付けていないため御留意願います。

「特定技能」関係の特定活動

在留資格：「特定活動（「特定技能1号（又は2号）」への移行準備）」

目的：在留期間の満了日までに申請に必要な書類を揃えることができないなど、移行のための準備に時間を要する場合に、「特定技能1号（又は2号）」で就労を予定している受入れ機関で就労しながら移行のための準備を行うため

期間：6月

必要書類：申請書 雇用契約書及び雇用条件書等の写し 説明書 技能試験及び日本語能力試験合格証等(※)

※日本語能力試験に係る書類は「特定技能1号」へ移行を希望する場合のみ提出が必要。

※在留期間の更新については、やむを得ない事情があると認められる場合に、1回限り認められます。

※「特定活動（「特定技能1号」への移行準備）」で在留した期間は、「特定技能(1号)」の通算在留期間に含まれます。

2025年(令和7年)4月1日施行 出入国管理及び難民認定法施行規則

特定技能制度における届出のルールが変わります！

2025年4月1日から、特定技能制度における各種届出の届出項目や届出頻度の変更を内容とする、改正出入国管理及び難民認定法施行規則が施行されます。

施行後の届出の主な変更点・注意点は下記のとおりです。

1. 随時届出における注意点・変更点



随時届出は、2025年4月1日以降に提出する届出から

新しいルールに基づく届出が必要となります。

① 受入れ困難に係る届出（参考様式第3－4号）【届出対象の追加等】

- 在留資格の許可を受けた日から1か月経過しても就労を開始していない場合や雇用後に1か月活動ができない事情が生じた場合も届出の対象となります。
- 1か月間活動ができない事情が生じた場合や行方不明者発生などの際に添付する参考様式を新規に作成しました。
- 自己都合退職の申出があった場合について、受入れ困難の事由の対象外とします（雇用契約が終了した場合には、引き続き「雇用契約終了に係る届出」は必要）。

② 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出（参考様式第3－5号）【届出項目変更】

→ 届出の対象が「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」があった場合から「特定技能基準省令第2条第1項各号及び同条第2項各号に適合しない場合」に変更されます。

※ 基準不適合の具体例

税金や社会保険料等の滞納が発生したとき、特定技能外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（日本人及び他の在留資格で就労している外国人を含む。）に関し、非自発的離職が発生させたとき、関係法律による刑罰を受けたとき、実習認定の取消しを受けたとき、出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったとき、外国人に対する暴行行為、脅迫行為又は監禁行為が発生したとき、外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為が発生したとき など

③ 1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出（参考様式第3－7号）【新設】

→ 特定技能所属機関による自社支援の場合において、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援について実施困難となる事由が生じた場合に届出が必要となります。

④ 1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告（参考様式第4－3号）【新設】

→ 登録支援機関が支援の全部委託を受けている場合において、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援について実施困難となる事由が生じた場合に報告が必要となります（支援において特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合を含む。）。

2. 定期届出における注意点・変更点

- ❗ 2025年1月から3月までを対象期間とした届出（四半期に1回の届出）は同年4月15日までに提出する必要があります。
- ❗ 新しいルールの定期届出（1年に1回の届出）を最初に提出するのは、2026年4月以降となります。

受入れ・活動・支援実施状況に係る届出（参考様式第3－6号）

【提出頻度変更・様式統合・届出項目変更】

- ❗ ・届出の提出頻度が四半期ごとから1年に1回に変更されます。
- ・対象年の4月1日から翌年3月31日までの受入れ・活動・支援実施状況を翌年4月1日から5月31日までに提出する必要があります。

「受入れ・活動状況に係る届出書」と「支援実施状況に係る届出書」を一体化し、「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書」に変更され、届出事項や届出時に提出いただく書類が、以下のとおり変更されます。

主な届出事項：特定技能外国人の労働日数、労働時間数、給与の支給総額、昇給率など
→ 届出書本体に年度の平均を記載
別紙の内容：個人の年間活動日数、給与の総支給額、支援の実施状況等について、特定技能外国人を受け入れている事業所単位で作成
主な添付書類：特定技能所属機関の登記事項証明書、決算関係書類、役員の住民票写し、公的義務の履行証明書など

2025年4月1日施行の入管法施行規則については、届出関係の以外の運用についても変更点があります。詳細については、出入国在留管理庁ホームページの特設ページを確認してください。

https://www.moj.go.jp/isa/10_00225.html



令和7年7月1日改定

特定技能制度を利用される皆さまへ



2025年（令和7年）4月1日から

特定技能制度の提出書類のルールが変更となります！

- 2025年4月1日から、改正出入国管理及び難民認定法施行規則が施行されます。
- これにより、特定技能制度の申請及び定期届出時の提出書類のルールが変更されます。
- 施行後の主な変更点・注意点は下記のとおりです。

1. 在留諸申請の提出書類

（1）同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている場合

- 同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている場合、提出書類のうち、下記（1）から（10）までの10項目の書類の提出が省略できます（※1）。

- （1）特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）
- （2）登記事項証明書
- （3）業務執行に関与する役員の住民票
- （4）特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1-23号）
- （5）労働保険料の納付に係る資料
- （6）社会保険料の納付に係る資料
- （7）国税の納付に係る資料
- （8）法人住民税の納付に係る資料
- （9）特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号）
- （10）雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）

※1 必要がある場合には、別途、書類の提出をお願いすることがあります。

(2) (1) 以外の場合

- 全ての提出書類の提出が必要です。
- ただし、以下の①から⑥の機関等については、過去3年間に指導勧告書の交付、又は改善命令処分を受けておらず、在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行う場合(※3)、上記(1)の10項目の書類を省略することが可能です。
 - ① 日本の証券取引所に上場している企業
 - ② 保険業を営む相互会社
 - ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）
 - ④ 一定の条件を満たす企業等
 - ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人
 - ⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人

※2 従前の書類省略のルールは、2025年4月1日以降は適用されませんのでご注意ください。

2. 定期届出の提出書類

- 特定技能外国人を受け入れている場合、上記 1（1）の 10 項目の書類は、1 年に 1 回提出する定期届出の際に提出することとなります（※ 3）。
- ただし、上記 1（2）の①から⑥の機関等については、過去 3 年間に指導勧告書の交付、又は改善命令処分を受けておらず、在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行う場合、当該 10 項目の書類を省略することが可能です（※ 4）。

※ 3 受入れ機関が毎年 4 月 1 日から 5 月 31 日までに提出する「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書」の添付書類として、受入れ機関の適格性に関する書類を提出してください。

※ 4 定期届出における提出書類の省略を希望される場合は、施行規則改正後の定期届出の提出が始まる令和 8 年 4 月までに利用者登録をしていただくようお願いいたします。

オンライン申請や電子届出について、詳しくはこちらから↓

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/online/onlineprocedures.html>



特定技能制度における



定期届出は 2026年4月まで 提出不要です！

- 2025年4月1日から、特定技能制度の定期届出が**1年に1度の提出**に変更となりました。
- 次回の定期届出は、**2026年（令和8年）4月1日から5月31日までの間に提出**が必要です。
- なお、2025年1月から3月までを対象期間とした定期届出がお済みでない場合は、速やかに、最寄りの地方出入国在留管理局まで提出してください。

▶詳細については、入管庁ホームページをチェック！

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10_00002.html



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency